

ふじみ野市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 (法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7～18 (略)</p> <p>19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」</p>	<p>附 則 (法附則第15条第15項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 (法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>7～18 (略)</p> <p>19 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるの</p>

とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

は「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。